

第2弾 マイナポイントがはじまりました!

令和4年1月1日より、マイナポイントの第2弾が始まりました。マイナンバーカードをお持ちの方は、キャッシュレス決済サービスのチャージやお買い物に応じて、最大5,000ポイントを受け取ることができます。

役場窓口ではカードの申請やマイナポイントの申込みもサポートしていますので、お気軽にお声がけください。

なお、ポイントを受け取ることができるのは、ご本人様名義（未成年の方は法定代理人名義）のキャッシュレス決済サービスですので、ご注意ください。また、決済サービスによっては申込みの受付やポイントの付与を終了している場合がありますので、お申込み前に各社のホームページやご案内をご確認ください。

対象者

マイナポイント第1弾に申し込んでいない方で、

- ①マイナンバーカードを持っている方
- ②令和4年9月末までにカードを申請した方

※第1弾で上限（5,000ポイント）まで受け取っていない方は、引き続きチャージやお買い物で、残りのポイントを受け取ることができます。

～ マイナポイントを受け取るまで ～



問合せ先 総務課 町民サービス係 ☎76-4614

あなたは愛しいペットが亡くなられたときどうしてですか？ 家族の一員として大切にご供養しませんか？



火葬のご用命は 飼い主様の心に寄り添う PETrestメモリアルパークまで

PET rest メモリアルパーク 霊園部

料金など詳しくはお問い合わせください。
動物取扱責任者 中村 厚志
能代市中沢字瓶根2-5
TEL0185-58-5000
ホームページ <http://www.pet-rest.com/>

保管（ホテル）	動-19-10	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日
販売	動-19-19	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日
貸し出し	動-19-11	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日
展示	動-19-12	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日
その他譲受費許可（老犬ホーム）	動-19-13	H30年4月更新	有効期限R5年4月16日

暮らしの難儀事お手伝いします

★相談は無料ですよ。
官公庁への提出書類、契約書の作成、車庫証明、車ナンバーの変更、農地関係、相続手続き、遺言書の作成など
今月のご提案 「相続は年数が経つと難しくなります。お早めに」

工藤金悦行政書士事務所（浜田） ☎090-3365-8232
☎77-2670
HP <http://www17.plala.or.jp/kudogyo/>



ガソリン代がお得になる ドライバーに嬉しいカード！
ENEOSのロードサービス付き
あなたに最適なカードを診断します。詳しくはスタッフまで☺

ENEOS 峰浜SS 武内商店(株)
秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々144-6 TEL 76-2019

菌床しいたけ栽培 新規就農者募集

町では、特産化を進めている菌床しいたけの更なる振興を図るため、町の栽培研修棟において、「栽培作業を実践しながら技術習得する新規就農者」を募集します。

- 募集対象者：50歳未満の方
- 募集条件：八峰町内に住所を有している（予定）こと。
栽培研修終了後は、新規就農者として独立し菌床しいたけ栽培に取り組むこと。
（独立就農者には、国の助成制度がありますが、今後変更する場合があります。）
- 募集人数：2名
- 研修期間：2年間（令和4年4月～令和6年3月まで）
なお、栽培技術の習得状況によっては期間を短縮する場合があります。
- 栽培研修場所：有限会社峰浜培養第2工場敷地内（八峰町峰浜目名瀧字大沼13番地20）
- 雇用形態等：研修期間中は、研修元の有限会社峰浜培養と雇用契約を結ぶこととなりますので、毎月15万円程度の給料が有限会社峰浜培養から支払われることとなります。
また、研修終了後は、独立就農することとなりますが、その場合、施設1棟（75坪）からの所得額（販売額から諸経費を差し引いた額）は、令和2年度実績で約80万円から200万円となっています。
（栽培方式や管理状況で収量等に較差が出るため、所得金額にも増減が出ます。）
- 申込方法：応募される方は、役場農林振興課または町ホームページに掲載されている「八峰町菌床しいたけ栽培研修申請書」に履歴書を添えて、下記期限までに役場農林振興課まで持参願います。
- 申込期限：令和4年3月10日（木）



《申込み・問合せ先》農林振興課 ☎76-4609

「どんぐりマーク」の意味をご存じですか？



最近、お店で「生しいたけ」を選ぶとき、このようなマークの付いたシールを見かけませんか？
このシールのマークは「どんぐりマーク」といって、国内種菌メーカーでつくる「全国食用きのこ種菌協会」の登録商標で、栽培原料の原産地をイメージしています。

この「どんぐりマーク入りシール」が付いて販売されている「生しいたけ」は、原料となるオガ粉に国産樹林を75%以上使用し製造した菌床で栽培されたことを表しており、そのことを消費者の皆さんに分かりやすく伝えるための目印となるものです

お店で「生しいたけ」を購入する時は、このマークを参考にされてはいかがでしょうか？

■問合せ先 JA秋田やまもと北部営農センター（☎76-3152）
農林振興課 農業係（☎76-4609）

【訂正とお詫び】
広報1月号の10ページに掲載された「どんぐりマーク」の意味をご存じですか？の文面で、生しいたけの原産地表示は、「長いところルール」によって表示されるとお知らせしましたが、「しいたけの長いところルール」は、食品表示基準における生鮮食品に関する経過措置期間が終了した平成28年9月末日をもって失効しておりました。誤った情報を掲載してしまい、大変申し訳ございませんでした。